

(第27号議案)

【第1条】中野区営住宅条例(平成4年中野区条例第18号)新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第9条 (略)</p> <p>(使用開始手続)</p> <p>第10条 前3条の規定により使用者として決定された者は、遅滞なく次に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) 規則で定めるところにより、<u>請書</u>を提出すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第11条～第26条の2 (略)</p> <p>(不正行為等を理由とする明渡請求)</p> <p>第27条 区長は、使用者(使用者以外の者で現に区営住宅に入居しているものを含む。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該使用者に対して、区営住宅の明渡しを請求することができる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 区長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、使用した日から請求の日までの期間については近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた使用料の額との差額を<u>法定利率</u>による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該区営住宅の明渡しを行う日までの期間については毎月近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収するものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>第27条の2～第37条 (略)</p>	<p>第1条～第9条 (略)</p> <p>(使用開始手続)</p> <p>第10条 前3条の規定により使用者として決定された者は、遅滞なく次に<u>各号</u>に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) 規則で定めるところにより<u>連帯保証人が連署した請書</u>を提出すること。<u>ただし、区長が特別の事情があると認める場合は、連帯保証人の連署を要しない。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第11条～第26条の2 (略)</p> <p>(不正行為等を理由とする明渡請求)</p> <p>第27条 区長は、使用者(使用者以外の者で現に区営住宅に入居しているものを含む。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該使用者に対して、区営住宅の明渡しを請求することができる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 区長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、使用した日から請求の日までの期間については近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた使用料の額との差額を<u>年5分の割合</u>による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該区営住宅の明渡しを行う日までの期間については毎月近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収するものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>第27条の2～第37条 (略)</p>

附 則 (略) 別表 (略)	附 則 (略) 別表 (略)
-------------------	-------------------

【第2条】中野区立福祉住宅条例（平成10年中野区条例第18号）新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第27条 (略)</p> <p>(不正行為等を理由とする明渡請求)</p> <p>第28条 区長は、使用者（使用者以外の者で現に福祉住宅に入居しているものを含む。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該使用者に対して、福祉住宅の明渡しを請求することができる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 区長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、使用した日から請求の日までの期間については近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた使用料の額との差額に<u>法定利率</u>による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該福祉住宅の明渡しを行う日までの期間については毎月近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収するものとする。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>第29条～第38条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>別表 (略)</p>	<p>第1条～第27条 (略)</p> <p>(不正行為等を理由とする明渡請求)</p> <p>第28条 区長は、使用者（使用者以外の者で現に福祉住宅に入居しているものを含む。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該使用者に対して、福祉住宅の明渡しを請求することができる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 区長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、使用した日から請求の日までの期間については近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた使用料の額との差額に<u>年5分の割合</u>による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該福祉住宅の明渡しを行う日までの期間については毎月近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収するものとする。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>第29条～第38条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>別表 (略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の中野区営住宅条例第10条第1項第1号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に中野区営住宅の利用者として決定された者について適用し、施行日前に中野区営住宅の利用者として決定された者については、なお従前の例による。